

競争ルールの検証に関するWG（第59回）

1 日時 令和6年8月9日（金）10：01～11：00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、
長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

柳原公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総務課長、飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、笹川料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様、おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ（第59回）会合を開催いたします。

本日は、大橋構成員から、御都合のため御欠席という御連絡をいただいております。

また、本日の会議もオンライン方式による開催とさせていただきます。

では、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の御説明をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。

これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにもチャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、前回のワーキング会合以降、ワーキンググループの会合の後、総務省において人事異動があったということでございますので、事務局から新たに着任された方々の御紹介をいただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしく申し上げます。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今般の人事異動で新たに着任した弊省職員を紹介させていただきます。

総合通信基盤局長に湯本が、総合通信基盤局電気通信事業部長に大村が、総合通信基盤局総務課長に吉田がそれぞれ着任しております。

それでは、湯本局長から順番にそれぞれ一言御挨拶をお願いいたします。

【湯本総合通信基盤局長】 先月7月5日付で総合通信基盤局長に着任いたしました湯本でございます。よろしくお願いいたします。

【大村電気通信事業部長】 同様に7月5日に電気通信事業部長に着任しました大村です。よろしくお願いいたします。

【吉田総務課長】 同様に7月5日、総務課長に着任いたしました吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【新美主査】 どうもありがとうございます。お三方、今後ともよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日は、前回の会合で取りまとめを行った「競争ルールの検証に関する報告書2024（案）」について、意見募集を行った結果を事務局から説明の後、意見交換を行いたいと、そのように考えております。

それでは、まず、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は、資料59-1、59-2の2種類の資料を準備しております。資料59-1が、前回のワーキンググループ後に実施した意見募集での意見と、それに対する考え方の案でございます。その意見を受けて報告書案を修正した箇所がございますので、資料59-2の報告書（案）では、その修正箇所を明示しております。

それでは、資料59-1を御覧ください。意見募集を6月22日から7月22日まで実施したところでございますが、法人・団体から13件、個人が7件、合計20件の御意見がございました。

次のページ以降では、意見とそれに対する考え方の案を、報告書の記載の順に沿って並べております。大部になりますので、意見、考え方の紹介と主要な部分をかいつまんで御説明いたします。

まず1ページ目に移りまして、総論でございます。

意見1-1、利用者にとって最適な選択が可能な環境整備を目指すワーキンググループの方向性に賛同という御意見です。

意見2も賛同の御意見でして、端末市場における潜脱行為を防止する措置の規定が望ましいという御意見です。

そして、意見1-3ですが、モバイル市場の競争促進におけるMVNOの重要性に鑑み、MNOとMVNOの間の競争環境を注視し、公正競争が阻害される場合は規律の見直しを検討すべきという御意見です。こちらは、競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き総務省において通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて見直しの検討を進めることが適当であるとしております。

意見1-4です。今後の議論では、向かうべき将来像を明確にすべき。また、規制は最小限かつ公平なものとし、規制の影響も分析すべきという御意見で、こちらは参考として承っております。

意見1-5ですが、見直し後の制度運用に当たっては十分な期間を確保してほしい。ガイドラインでは具体的な事例を交えて解説してほしいということで、こちらは参考として承っております。

次に、3ページ、2の(2)、覆面調査の結果等の規律の遵守状況というところです。意見2-1は、「頭金」という表現は誤解を生じさせやすいため、対応が必要という御意見でして、頭金問題については今後も定期的なモニタリング等続けることが適当と考えております。

意見2-2は、消費者に誤解を与えるような販売代理店の悪質な行為に対しては、自発的に料金を返金させたり代理店ライセンスを取り上げたりすべきという御意見で、参考として承っております。

そして、意見2-3は、報告書(案)への賛同の御意見です。

次に、3の(3)通信市場の動向です。

意見2-4は、競争促進におけるMVNOの重要性に鑑み、MNOの5G、スタンドアローン方式の機能をMVNOに開放してほしいというものです。こちらについては、4ペ

ージにおいて、接続料の算定等に関する研究会と連携しつつ、本ワーキンググループにおいても引き続き注視していくことが適当としております。

意見 2-5 です。オンライン手続なのに費用を徴収するのは非合理的。合理的ではない費用徴収が発覚した場合は国が指導し是正を図るべきという意見で、参考としております。

意見 2-6 です。乗換えの円滑化には本人確認等の事務手続きの簡素化が重要であり、方策を検討すべきという御意見で、こちらも参考としております。

意見 2-7 です。長期契約者を軽んじる業界体制によって、新規契約を条件とした利益提供が増加しているのではないかと。検証が必要という御意見でして、こちらも参考としております。

そして、5 ページに移って、意見 2-8 です。利益提供を目的に短期間で契約・解約を繰り返すような悪質な行為に対しては何らかの措置が必要という御意見で、こちらはそのような行為について、総務省として状況を注視することが適当と考えております。

次に、意見 2-9 です。総務省の携帯電話ポータルサイトが高齢者にも周知されるように工夫してほしい。そして、契約時、説明事項が多くて契約に時間がかかっており、契約手続きの改善も必要ということで、こちらは参考として承っております。

次に、3 の (4) 端末市場の動向です。

意見 2-10 は、端末購入プログラムの残債免除について、デメリットを利用者に正しく伝えてほしいという御意見、そして、意見 2-11 は、5G が利用できない地域なのに 5G 対応端末しか購入できないということについて、消費者から不満の声があるということで、こちら、2-10 のほうは、関係事業者において適切に対応すべきとしておりまして、2-11 は参考として承っております。

次に、第 3 章のところ、1、モバイル市場競争促進プランを踏まえた見直しの基本的考え方です。意見 3-1 は、端末の高額化や、白ロム割に対応して利益提供の上限を 4 万円に見直したことを踏まえ、廉価端末の定義を見直して、4 万円以内の端末を廉価端末としてほしいという御意見です。これに対しては、報告書 2023 に対するパブコメ返しの考え方に基づき、廉価端末の特例は 2 万円を維持することが適当であるとしております。

次に、2、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策です。

意見 3-2 は、報告書案の方向性に賛同する御意見です。

次のページから、2 の (1) ネットワーク利用制限です。

意見 3-3 は、ネットワーク利用制限が許容されるケースを限定する方向性に賛同。M

NOはネットワーク利用制限に係るデータを整理しWGに報告すべきという御意見です。こちら、後者のほうは、関係事業者はワーキンググループに報告すべきとしております。そして、意見3-4、3-5、3-6は、犯罪等抑止の観点から、一定の場合にはネットワーク利用制限を許容する方向性に賛同する御意見です。

このうち意見3-5については、後半で、ネットワーク利用制限で不利益を被った者への救済策を検討してほしいとなっております、こちらはリユースモバイルガイドライン等を参考にすることが望ましいとしております。

そして、意見3-6の2文目ですが、運用の変更にはシステム改修を伴うため、十分な準備期間を確保してほしいという御意見で、こちらは参考としております。

次に、8ページに移って、意見3-7です。MNOがネットワーク利用制限に係るデータを整理しワーキンググループに報告する際には、MNOに過度な負担とならないように留意してほしいという御意見で、こちらは参考として承っております。

次に、意見3-8です。ネットワーク利用制限の原則禁止による犯罪抑止効果の低減を懸念するという御意見です。そして、必要に応じてネットワーク利用制限の原則禁止を見直すよう報告書案に追記すべきという御要望をいただいております。こちらについては、御意見のとおり、端末搾取を目的とした不適切行為を防ぐことは重要でして、総務省において今般の見直しの影響を注視する必要があると考えております。一方で、利用者利益の観点からは、ネットワーク利用制限が許されるケースは極力限定すべきと考えておまして、報告書は修正せず、まずは事業者において、本人確認や与信審査などのネットワーク利用制限に依拠しない対策を適切に行っていくことが重要としております。

意見3-9と意見3-10は、例外的にネットワーク利用制限が許容される場合に、MNO間のIMEI共有によってネットワーク利用制限の有効性を高める方向性に賛同する御意見でございます。

そして、意見3-10と3-11については、ネットワーク利用制限に係る運用の変更にあたっては十分な準備期間を確保してほしいという御意見でして、こちらは参考として承っております。

そして、意見3-12と意見3-13は、MVNOの立場からの御意見です。まず、意見3-12は、ネットワーク利用制限の原則禁止やMNO間のIMEI共有を通じて有効性を高める方向性に賛成。MVNOも有効性を高める取組に参加できるようにしてほしいという御意見です。

そして、意見3-13は、MNOが扱う端末だけでなく、MVNOが扱う端末も取組対象である旨を報告書案に記載してほしいという御意見でした。こちらについては、11ページ上のほうを御覧いただければと思ひまして、報告書案自体は修正していませんので、ネットワーク利用制限の有効性を高めるためには、関係事業者が連携して取り組むことが重要と考えておりまして、MVNOが取組に参加することは望ましいとしております。

次に、2の(2)端末の下取りサービスです。意見3-14は、郵送での端末下取りもキャンセル可能とする方向に賛成というものです。

そして、意見3-15は、各MNOから、郵送での端末下取りのキャンセル可能とする方針を表明いただいております、こちらは望ましいものと考えております。

次に、2の(3)不良在庫端末特例です。

意見3-16は、製造中止有無ではなくて、最終調達日を起点とすることや潜脱行為を防止するための見直しに賛同する御意見です。

13ページにいきまして、3-17から3-21までは、いずれも見直し後の不良在庫端末特例の適用状況を注視して、潜脱行為等が行われていないか検証してほしいという趣旨の御意見です。これに対しては、総務省において、不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視することが適当としております。

15ページに行きまして、下のほう、2の(4)ミリ波対応端末についてです。

意見3-22は、ミリ波対応端末の割引上限緩和に賛同する御意見です。

そして、意見3-23ですが、割引原資の少ないMVNOはミリ波対応端末の大幅割引を恒常的に実施できない。MNOとMVNOの間の競争を注視し、課題があれば早期の検証・見直しを要望するという御意見です。これに対しては、MVNOへの影響が大きくなる可能性があるということを踏まえまして、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5万円としております。そして、その上で、総務省において、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視して、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当としております。

次に、意見3-24ですが、こちらは意見3-23と同様、MVNOは大幅割引を恒常的に実施できないという意見に加えまして、ミリ波対応端末を利用しないユーザーに対して不公平という御意見がありました。こちらは、考え方のところの2ポツ目で、ミリ波対応端末を持っていない利用者にとっても、通信混雑等の緩和といった恩恵が及ぶ外部効果

がありますとしております。

次、17ページ、意見3-25です。ミリ波対応端末の割引上限緩和の効果を検証する必要があるという意見に加えて、電気通信事業報告規則等に基づく報告事項を見直してほしいという御要望がありました。後者については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、御指摘の点も踏まえ、引き続き、関係事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直すことが適当と考えております。

意見3-26は、ミリ波対応端末の割引上限緩和の外部効果を周知してほしい。そして、特例を終了するタイミングを検討するに当たって、短いスパンで政策効果を検証する必要があるという御意見で、参考として承っております。

3-27は、端末の低廉化だけでなくユースケース創出やインフラ整備も合わせて促進することが重要。そして、割引上限を緩和する場合には、競争環境への影響を定期的に検証し、適宜見直すことを要望するという御意見です。前者については、ミリ波対応サービスの普及実現のために、ユースケース創出やインフラ整備も合わせて促進することが重要と考えておりますし、後者については、ミリ波対応端末の実施状況等を把握して、競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当としております。

意見3-28は、割引上限緩和は「端末の誘引性に頼った競争の根絶」に逆行し、MNOとMVNOの競争環境に影響を与えるので、割引額や特例期間の適正性を検証してほしいという御意見です。これは意見3-29や30についても同様に、割引上限緩和の状況を注視してほしい、あるいは効果を検証してほしいという御意見をいただいております。これに対しては、ミリ波対応端末の割引の実施状況等を把握することで、通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて見直しの検討を行うことが適当としております。

なお、このうち意見3-30の2文目、18ページですけれども、総務省は、特例の終了時期の見込みが立ち次第、ワーキンググループに報告すべきという御意見がありました。これについては、考え方の3つ目のポツで、終了する際は、本ワーキンググループに総務省は報告すべきであるとしております。

19ページに移りまして、3、モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策でございます。

意見3-31は、過度な競争の有無が把握できるように、新規・MNPの件数に加えて機種変更の件数も報告規則に加えてほしいというものです。こちらは、適切な効果検証を

実施するために、報告事項を随時見直すということが適当と考えております。そして、その際に機種変更の件数も含め何を報告事項とすべきなのか、総務省においてまずは検討することが重要と考えております。

次に、モバイル市場の競争を一層促進させるための実効性の高い対策ということで、意見3-32は、手数料が大手3社で値上がりし、消費者が混乱しているという御意見です。こちらは意見が2つありまして、2つ目のところに、MNPの手数料が大手3社で3,500円に上がりと書いてあるんですけども、MNPの手数料は今、原則無料化されておりますので、その点を補足で考え方として示しております。

そして、意見3-33以降が、指定対象の見直しや「お試し」の話でございます。まず意見3-33ですが、様々な通信プランを消費者がお試しできる施策を推進する方向性に賛同という御意見です。そして、意見3-34は、いずれも指定対象に関する御意見でして、3-34、指定事業者の見直しに当たっては、市場の状況を見極めて慎重な対応と適宜の見直しが必要という御意見。そして、意見3-35は、通信料金の割引規制と指定対象の議論が混在してしまっているのではないかと御意見で、いずれも参考として承っております。

意見3-36は、「お試し」の通信料金割引について、モバイルスタックテストにおいても考慮する方向性に賛同という御意見でございます。

そして、意見3-37は、指定対象の見直しについて、MNOであればシェアを問わず競争に与える影響が大きいため、事情の変化なく特定のMNOを指定対象外とすることはあり得ないとする御意見です。こちらに対しては、総務省において引き続き、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当であるとしております。

そして、意見3-38ですが、通信品質の確認という「お試し」の趣旨に鑑みれば、6か月以内という期間は合理的ではなく過剰ではないか。期間や対象事業者を見直すべきではないかという御意見がありました。この6か月という期間が長過ぎるのではないかと御意見は、同様に3-41の御意見でもありました。これについては、22ページで考え方を示しておりまして、まず、「お試し」を目的とした通信料金割引というのは、あくまでも規制の趣旨を逸脱しない範囲で限定的に認めるものとしております。そして、その上で、総務省において、通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当であるとしております。その際、「お試し」に係る実施状況というの

を把握して、そして、「お試し」の趣旨に沿っているかというのを検証して、必要に応じて、見直しを検討することも適当であるとしております。

23ページ、意見3-39ですが、指定事業者の基準見直しを見送る方向性に賛同。そして、「お試し」特例の政策効果を継続的に検証する必要があるという意見。そして、割引は同一利用者につき1回のみという趣旨でよいかという御質問もいただいております。この最後のところは、報告書で、同一事業者で割引は1回までとする記載についての御質問ですけれども、ここは24ページの意見3-42でも、同趣旨の要望があります。回答としては、3-39と42で同じですので、一旦3-42のほうを御覧いただければと思うんですが、こちら、意見としては、「お試し」の趣旨に反する新規契約の乱発を避けるため、同一事業者での割引は1名義につき1回となるようガイドラインに記載してほしいというものです。こちらは御要望を受け入れまして、ガイドラインの記載だけでなく、報告書案にも明確化の観点から脚注に追記することといたしております。

報告書案本体の修正箇所は、資料59-2の150ページ、脚注29を御確認いただければと思います。

そして、前後して恐縮ですが、23ページ、意見3-40に戻っていただきまして、割引原資の少ないMVNOにとっては不利な競争環境。「お試し」特例の政策効果を注視し、競争が阻害される場合は早急に見直しの議論をしてほしいという御意見で、こちらも通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当、そして、その際、「お試し」に係る実施状況等を踏まえ、「お試し」の趣旨に沿っているかを検証し、必要に応じて見直しを検討することも適当としております。

そして、意見3-41は、先ほど言及した、「お試し」期間の短縮の検討に加えて、解約忘れに起因する販売代理店の苦情やホッピングの懸念についても御意見をいただいております。この解約忘れについては、考え方の4ポツ目のところで示しておりますが、事業者において、契約時に割引期間が一定期間であるということを適切に案内するとともに、割引期間の終了の際には割引が終了するということを、例えばショートメッセージサービス等を活用して、利用者に周知することが重要でして、利用者が契約内容を誤解せず、適切に理解できる取組を行うということが適当と考えております。

3-42は、先ほど言及したため飛ばしまして、25ページ、意見3-43です。消費者が通信サービスをお試しできる環境整備には賛同。何度も「お試し」を申し込むケースが懸念されるという御意見、そして、「お試し」期間の終了後の手続を説明してほしいとい

う御意見で、そして、こちらにも割引が終了する旨を利用者が誤解しないように適切に理解できる取組を行うことが適当としております。

そして、意見3-44と意見3-45は、「お試し」によるモバイル市場の競争に及ぼす影響を注視して、必要に応じて検証・見直しを実施してほしいというものです。こちらの意見、2つあるのですが、下のほうの意見で、下から3行目については、同一事業者が提供する異なるサービスブランド・料金プランごとに複数の通信料金割引が適用されない点について、各事業者における規律遵守の促進のためガイドライン等に明記することが望ましいと考えるという御意見をいただいておりますけれども、こちらについては、考え方の4ポツ目のところで、ブランドごとではなくて、事業者ごとに割引は1回きりと判定するという点を回答しております。

そして、意見3-45のほうは、「お試し」の通信料金割引はMVNOの「踏み台」化を助長するという記載がございましたけれども、こちらについては、考え方の1ポツ目のところで、「お試し」を目的とした通信料金割引は限定的に認めるものでございますので、直ちに「踏み台」行為を助長するものとまでは言えないのではないかと回答しております。

次に、意見3-46です。「お試し」に係る早期解約にペナルティを課すなど、販売代理店に理不尽な不利益が生じないように配慮してほしいという御意見でした。こちらは総務省において、このような懸念を踏まえまして、「お試し」の実施に係る関係事業者の対応を今後注視することとしております。そして、一般論としてですが、販売代理店に対して適正かつ合理的でない形で評価指標等を設定する行為は、電気通信事業法第29条第1項第12号の業務改善命令の対象になり得るものという考え方も示しております。

27ページに移りまして、4の(1)通信モジュールです。

意見3-47は、使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュールが指定対象役務ではないということを明確化する方向性に賛同する御意見です。

そして、意見3-48は、解釈にばらつきが生じないようガイドラインで具体例を記載する等により明確化してほしい。そして、報告規則等における「通信モジュール」の定義も見直すのがよいのではないかと御意見でして、こちらは参考として承っております。

そして、次が4の(2)端末購入プログラムです。

28ページの意見3-49、買取予想価格の算出に当たって統一的なルールを導入する方向性に賛同。潜脱行為が行われないように引き続き注視してほしいという御意見で、こちらは多数御意見をいただいております。

次に、29ページ、意見3-50ですけれども、残価率の算出に当たって、算出式の分母となる「販売当初の販売価格」については、各社それぞれの販売価格ではなくて、各社の平均額を用いるなど統一してほしいという御要望がありました。こちらの「販売当初の販売価格」については報告書では明示されていないので、総務省において、ガイドラインで明確化することが適当と考えております。

意見3-51です。RMJが公表する買取平均額が一般的な中古端末価値を反映しているか疑問ということで、RMJの公表価格の適切性を検証し、フリマ市場での取引価格も含めた買取平均額を使用することも今後検討すべきではないかという御意見でした。こちらはワーキンググループでの議論を踏まえて、端末購入プログラムの取引形態が、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、個人間取引の買取価格ではなく、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当としております。

意見3-52です。RMJの買取平均価格の適切性を検証するという御意見、そして、買取価格算定の対象とする中古端末の対象ランクを見直してほしいという御意見、そして、一部の提出資料を事後提出にしてほしいという御意見です。このうち、最後の一部の提出資料を事後提出にしてほしいという御意見については、33ページの意見3-54でも同様に要望が出ております。こちらについては、要望を受け入れまして、31ページの3つ目の丸のところですが、買取等予想価格の手続については、潜脱行為を防止する観点から、グループ化の考え方を含み、買取等予想価格及び残価率の算出方法のみを事前提出とし、何を事前提出、事後提出とするかというところはガイドラインで明確化することが適正としております。

そして、32ページ、意見3-53です。買取予想価格の統一的ルール導入の観点から、残価率の算出に当たっては端末のグループ化を認めず、機種ごとに残価率を算出すべきという御意見です。こちらについては、買取等予想価格の算出に用いる残価率の設定に当たっては、利用者や販売員への分かりやすさや各社の販売戦略等も踏まえまして、現時点では義務化・統一化しておりません。端末ごとに算出するか、共通項が多い端末でグループ化した上で共通の残価率を設定するかは、各社の判断によることが適当としております。

3-54は先ほど言及したので飛ばしまして、意見3-55でございます。遵守状況を施行後6か月程度の短いスパンで検証すべきという御意見と、分かりやすさの観点から、公表情報は残価率ではなくて買取予想価格とするよう報告書案を修正してほしいという御意見です。こちら、意見を受け入れまして、報告書を修正いたします。理由としては、考

え方の2ポツ目のところですが、消費者にとっての分かりやすさという観点からは、やはり自身の購入した端末の買取等予想価格というのを適切に把握できる状況が望ましいと考えております。そこで、報告書案を記載のとおり修正することとしておりまして、資料59-2の報告書(案)本体ですと、163ページ、3,611行目以降を御確認いただければと思います。

そして、意見3-56について、買取予想価格の算出については、使用する買取平均額の妥当性の検証や算出方法の見直しを行うことができるよう、報告書案の記載を修正してほしいという御意見ですが、こちらは先ほどの意見3-51に対する考え方と同じ考え方としております。

そして、34ページ、意見3-57ですが、短期間での乗換えによる過剰な端末割引を防止するため、端末購入プログラムの1か月当たりの端末割引額に上限を設けるべきという御意見で、こちらは参考として承っております。

第4章、「おわりに」のところです。

意見4-1、MNOの特定関係法人を指定対象外とすることも今後検討してほしいという御意見でして、こちらは参考として承っております。

35ページ、意見4-2です。これは意見2-6と意見2-8の繰り返しの内容とは異なりますが、利益提供を目的に短期間での契約・解約を繰り返す悪質な行為に対しては何らかの措置が必要。そして、乗換え円滑化のための事務手続簡素化の取組が必要ということで、それぞれ意見2-6、2-8のときと同様の回答をしております。

そして、36ページのその他のところですが、意見5-1と意見5-2については、今般の意見募集の対象外としております。そして、最後、意見5-3は、料金プランにおいて、「最強」、「ベスト」などの最上級表現をプラン名に用いることは優良誤認表示に当たるとではないかという御意見で、こちらは参考として承っております。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見のある方は御発言いただきたいと思っております。発言希望の方はチャットでお知らせいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

相田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【相田主査代理】 相田でございます。

全般的に賛同意見が多かった中でもって、やはり今回、「お試し」プランですか、買取予想価格のところはかなり皆さんの関心が高かったのかと思います。それで、「お試し」プランに関しまして、1事業者1回限りということで問題はないと思いますけれども、「お試し」ということの趣旨からすれば、今後、衛星直接通信とかそういうような新たなサービスが出てきたときに、それは使ってみないとどれくらいのものか分からないということで、再度その「お試し」を認める可能性というのにはあり得るのかなと思いました。もっともクーリングオフの制度がありますので、別に必ず認めるべきということでもないとは思いますが、今後、もしそういう新たな形態のサービスが出てきたときに考慮する余地があるかなとちょっと思ったということです。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。「お試し」期間とクーリングオフとの関係をどう見るのかというのは、これはやはり相田先生おっしゃったように、今後も考えなきゃいけない問題だと思いますので、その辺の整理は今後しっかりしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。私から5点、コメントがございます。すみません。ちょっと喉が痛く、変な声ですみません。

まず3ページ目の頭金についてです。御意見いただきまして、頭金問題については、たしか2021年ぐらいに議論しました。その後も相変わらず頭金に関する苦情相談が散見されていて、頭金を取ること自体、何も問題ではないですが、例えばドコモショップであればどこでも端末の価格は同じであると思っている消費者が多いため、トラブルに発展しています。端末の価格はショップによって異なるということを広く周知するとともに、この頭金という言葉、例えば店頭支払金などのほかの言葉に変えるといったことを早急に検討する必要があると考えています。

2点目は、9ページのネットワーク利用制限です。これはMVNOさんから御意見いただきました。IMEI番号の共有化の有効性を高めるためにも、ぜひMVNOさんも本取組に参加できるよう、関係事業者がしっかりと連携していただきたいと思います。

3点目、19ページの全携協さんからの御意見です。新規MNPの件数に加えて、機種変更の件数も報告規則に加えてほしいという御意見。この御意見は、今回が初めてではなくて、これまで複数回にわたって出されているものです。スイッチングコストをなくして、

キャリア間の流動性を高める施策をこれまで打ち込んできたわけですが、それはあくまでもスイッチングの障壁があって移行できないユーザーが移行しやすくなるようにするためなのであって、機種変更に来たお客様を半ば無理やり解約新規とか、一旦ポータアウトさせてからポートインするとか、そういうことをやりやすくするために打ち込んだわけではありません。

そういう行為が行われる理由は、キャリアの代理店評価指標が機種変更よりも新規MNPのほうのウェイトが高いからであります。これは消費者保護ルール検討会のマターなのかもしれませんが、まずは現状、機種変更と新規MNPがどのような状況になっていて、それがどのように変化しているのか。まずはデータを取得することが重要だと思います。ぜひ総務省におかれましては、機種変更数を報告規則に加えることを御検討いただきたいと思えます。

4点目です。無料お試しSIM、21ページのところでございます。TCAさん、オプテージさん、全携協さんから、「お試し」にしては、6か月間は長いので短くすべきという御意見をいただきました。私もワーキンググループの場で発言すべきだったんですが、同じ考えでありまして、今回パブコメで御意見いただきましたので、改めて、6か月は長いという意見をお伝えします。この長期ではない期間として6か月以内とされていますが、その根拠は希薄でありまして、また、この業界は6か月以内なので別に1か月でも3か月でも選択可能ですよと言っても、必ず上限に張りつくので、結局、6か月間無料競争に発展すると思えます。それによってMNO、MVNO間の競争にも少なからず影響を及ぼすと思えます。

そもそも「お試し」利用を特例として認めることの趣旨は、電波状況が容易に確認できる環境をつくることであって、6か月間無料による販促施策を後押しすることではありません。では、どのくらいの期間がいいのかという点については、例えばコンテンツとか動画配信とか初月無料というサービス、世の中にたくさんありますので、1か月間もあれば十分であると考えます。

最後に、5点目、29ページの端末購入プログラムでございます。ドコモさん、ソフトバンクさんから2年後の想定残価率の分母となる発売当初の販売価格を統一化してほしいという御意見がありました。この点、私も次の課題として認識していました。つまり、残価率を高めようとするなら、分子を大きくするか、分母を小さくするかであって、今般、分子については一定のルールができたので、次は分母を小さくする競争になるということ

が容易に想像されます。今回、分子と合わせて、分母である発売当初の販売価格を統一化する旨、ガイドラインで明確にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。5点にわたるコメント、いずれも重要な点の指摘ですので、また後ほど別の方からも御意見があらうかと思えます。ありがとうございます。

続きまして、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田です。今の北さんの御意見に全面的に賛成です。その上で、私から強く申し上げたいのが、まず一つは頭金のところです。

北さんの御指摘があったように、2000年ぐらいに総務省は、消費者に対して、頭金を誤認しないようにという注意喚起もしていますし、事業者に対しても、気をつけろ、そういうことはするなということも伝えているはずなので、今さらこの回答というのはどうということなのかというのが本当に、ちょっとびっくりしております。もうモニタリングということではなく、相談を受けていらっしゃるセンターや相談員の皆さんが集まっていられるNACSさんから、これだけ課題があるんだと指摘された以上、早急に取り組むべきだと思っていますというのがまず一つです。なので、この回答はぜひ、もうちょっと積極的なものに変えていただきたいと思います。

それから、「お試し」のところですが、6か月、長過ぎますと申し上げてきてもそのままになって、パブコメがあったわけですが、やはりこれだけ反対をされる御意見がありましたし、北さんもそう言ってくださいましたし、ここも何かこう、施策を見てどうのこうのというのではなく、私は、せいぜい1か月が適当だと思っております。ほかにももし御賛同いただける方いらっしゃいましたら御発言をいただいて、ここは1か月以内と変えていただきたいと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。西村さんの御発言をいただいて、事務局からのお考えをまとめてお答えいただきたいと思います。

それでは、まず西村さん、御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。

お話に出ておりましたように、頭金については、やはり理解してくださいという説明、なかなか理解できない話ですので、やはり抜本的に直していただきたいと思います。た

だ、代理店さんの収益源として大切なものだというのも一方では分かります。あまりにPRしてしまうと、経営上、こういう頭金を取らないと回っていかないというところが、逆にお客さんが少なくなるという懸念もあるので、どこからどう利益を確保するかということも含めて検討いただきたいと思います。

あともう一つ、やはり「お試し」についても、6か月というのは私も長いと思っています。ただ、これが2万円上限ということなので、3,000円のプランを6か月利用するのか、データ放題を何か月か利用するのかというので、最長期間というのは変わってくるのだらうと思いますけれども、我々、相談の現場からすると、渡り歩くとか悪用するというケースが見えるようなので、そういうのを食い止めていただきたいということと、1か月というお話もありました。思い出してみると、初期契約解除が導入されたときに、クーリングオフでいいという話ではなくて、あえて初期契約解除としたのは、8日間の利用の間も利用料はちゃんと払っていただきたいというような議論もあったと思っていますので、2万円の大盤振る舞いは考え直すべきかなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今、お三方から御意見出ました。これについて事務局から何らかの形でコメントがあれば、よろしくをお願いします。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

今、頭金のお話、そして、「お試し」についての御意見が出ましたけれども、これらの御意見を踏まえまして、事務局でも一旦、整理、検討が必要かと考えております。

【新美主査】 ありがとうございます。パブコメと、それから、今の構成員の皆さんの意見を踏まえた上で再度練ってみるということでございます。

それでは、続きまして、大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷でございます。

ちょっと出遅れた感がありますが、北構成員、それから、長田構成員からの的確な御指摘がありましたのと、それから、本当にパブコメに対して各社が真剣に考えて御意見をくださったことに感謝し、その御意見に賛同したいと思っています。基本的に頭金、「お試し」などについて、見直しを事務局でもしていただけるということですので、その見直しに期待したいと思っています。

また、この「お試し」の中で、1名義1回限りということで、これは紛らわしい記述ではないともともとと思っていたものではありますけれども、やはり的確に伝えるために、ガ

イドラインだけではなく、報告書本体につきましても見直しをしていただき、報告書に注記をしていただけたこと、これについては事務局の御判断、大変すばらしいものだったと思っております。

若干、これ以外の点でも、質問を受けたところにつきましては、ガイドライン本体で記載するとともに、報告書でも疑義のないように記載を補っていただくことが必要かと思っております。

私からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。北さんとか長田さんと同様の御意見が主たるところだと思っておりますが、ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。中央大学の西村さん、どうぞよろしくをお願いします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。私からは1点、事務局に確認させていただきたいこと、それから、1点、コメントを申し上げさせていただければと思います。

まず1点確認をさせていただきたいのですが、資料59-1の16ページ、17ページ、ミリ波対応端末の割引規制緩和などでございます。意見3-23、それから、意見3-27以降、考え方におきまして、必要に応じて緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当となっております。報告書（案）本体では、2,655行目から2,664行目の2段落で併せて記載されているところでございます。特にここ、普及率50%の値については、考え方のほうで言及はされておきませんが、これは実施期間の見直しの検討の中に含まれると理解してよろしいでしょうかというのが確認でございます。

それから、コメント1点でございます。既に構成員の方々から御指摘ありました、通信料金割引規制緩和ということで、「お試し」ということでございます。やはり第1に、通信市場における競争に対する影響という懸念、それから、第2に、制度運用面でホッピング対策などの必要性といった意見が複数確認されておりまして、特に第1、それから、第2、両方とも相互に関係しておりますし、事務局のほうで持ち帰るということで、ぜひ御確認をいただければと思います。

併せまして、特に今回、同一事業者で複数回受けられない割引という、その確認方法として、同一名義の契約という基準というのが設定されたかと思いますが、意見3-42にもありますとおり、契約名義と利用者が異なる場合など、ホッピング対策というのを現実

的に行うときに、やはり同一名義のみならず、幅を持たせて、事業者あるいは販売代理店に判断する方法というのをある程度任せるというのも一つかなと思った次第でございます。

私からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、最初の確認の点について事務局からお答えいただけたらと思います。

【笹川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。申し訳ございません。一番最初の御質問、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 大変失礼しました。ちょっと聞きづらかったのかなと思います。意見3-23や27に対する考え方の中に、必要に応じて緩和額や実施期間の見直しの検討を行うことが適当と書いておられます。この実施期間の見直しの検討の中に、例えば普及率50%という値の見直しについても入ってくるのかということでございます。

以上です。

【笹川料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。そちらはそこも含めてになると思います。

【新美主査】 西村さん、よろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 はい。確認ということで取れましたので、大丈夫です。ありがとうございました。

【井上料金サービス課長】 事務局でございますが、発言よろしいでしょうか。

【新美主査】 事務局、よろしく申し上げます。

【井上料金サービス課長】 先生方、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。頭金の話、「お試し」のお話、それから、今、ミリ波のお話伺いました。頭金のところについては、パブコメの返し方及びそれを踏まえたこちらの対応をどうするかということにつきましては、今日いただいた御意見も踏まえて、パブコメの返し方など、主査とも相談させていただきたいと思います。

それから、「お試し」のところにつきましても、皆様から御意見をいただきました。本件はもともと、御案内のとおりでございますけれども、「お試し」というのがモバイル市場の競争を一層促進するための実効性の高い対策として、乗換えを円滑化するという目的で行っております。確かに「お試し」という言葉から連想されるものと、このモバイル市場の競争を一層促進するための実効性の高い対策というところでニュアンスがずれているという御指摘もあったかとは思いますが、2万円という利益提供が行われている中で、

利益提供の一部として通信料金の割引をどう一部緩和するかという話だと思います。その上で、利用期間をどう設定するかというところについて、北先生から根拠が希薄というお話がございましたが、昨年御議論いただきました競争ルールの検証に関する報告書の2023の継続利用割引のところを長期でない期間を6か月以内にしたということ踏まえて今回も設定させていただいたものでございます。

通信料金の割引について、ガイドラインで規律されているところをございまして、あまりにもひどいのはともかく、長期でない期間ということで6か月以内とした報告書案をパブコメさせていただいて、御意見をいただいたところでございます。

6か月以内については、モバイル市場の競争の一層の促進という観点で、こういったルールができないかということ提案させていただきましたが、これを踏まえて、事務局の中でも相談させて、検討させていただきたいと思っております。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。まだ時間は余裕がありますので、御発言いただけたらと思っております。

ただ、ほぼ論点は集中して出てきていましたので、皆さんのおっしゃっている御指摘というのは2点にわたって集中していると思っておりますが、これに対してでもいいですが、何か御意見ございましたらよろしくお願いたします。

特にこれ以上ないようでございます。非常に熱心な御議論ありがとうございました。皆様の御意見、それから、パブコメの中での御意見を踏まえますと、特に頭金と、それから、「お試し」については様々な御意見ございましたし、事務局もこの2点につきましては、再度、さらに深めて練ってみるということで、パブコメ返しについても同じような対応になるかと思っておりますが、その点も含めて一定程度修正を加えて、成案に持っていきたいということをお予定しております。

報告書につきましては、今日いただいた御意見も踏まえて修正した上で、取りまとめるということにいたしたいと思っております。具体的な修正につきましては、先ほど事務局からもありましたが、事務局と私との間で相談しながら取りまとめを行いたいと思っておりますが、そのような段取りでよろしいでしょうか。構成員の皆様の御確認をいただけたらと思っております。

異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美主査】 それでは、そのような取扱いにさせていただくことにしたいと思っております。

北さん、どうもありがとうございます。

それでは、今言ったような段取りで修正を加えた上で、報告書という形にさせていただきます。どうもありがとうございます。

構成員の皆様におかれましては、非常に熱心、精力的な御議論をいただきました。また、極めて的確な御指摘も多々いただきました。これが報告書できちんと反映できるように、最後のまとめを行う予定であります。

本日の議事は以上ということにさせていただきます。

それでは、最後に事務局から連絡事項等がございましたらお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局】 事務局でございます。

本日は皆様ありがとうございました。「競争ルールの検証に関する報告書2024」につきましては、準備が整い次第、総務省ホームページにて公表いたします。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうも熱心な御議論ありがとうございました。これにて失礼いたします。

以上